

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

阿久比町長 竹内 啓 二

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書 について(回答)

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答) 予算の範囲内において、充実に努めています。(保険課、住民福祉課)

② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

回答) 国に要望する考えはありません。施策を継続するかどうかは、総合的に判断します。(保険課、住民福祉課)

③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

回答) 行政サービス制限は、行いません。(住民福祉課)

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答) 拡充しています。(保険課)

② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答) 訪問介護サービスについて実施しています。(保険課)

③ 新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

回答) 見直し後の国の基準により認定します。(保険課)

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

回答) 周知するよう努めます。(保険課)

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

回答) 現場に混乱が起きないように努めます。(保険課)

④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答) 施設は知多地域全体で考えていきます。助成制度を設けることは困難と考えます。

(保険課)

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答) 現状では困難と考えます。(保険課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答) 配食サービスは、月～土曜日の夕食を届けている。閉じこもり防止として宅老所を開設しています。(保険課)

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

回答) 外出支援は、タクシー料金を助成しています。(保険課)

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答) 介護度により対象としています。(保険課)

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答) 個別に送付しています。(保険課)

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答) 現時点では考えていません。(保険課)

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

回答) 現時点では考えていません。(保険課)

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないください。

回答) 現在まで資格証明書の発行はありません。今後は制度説明上、納付相談を実施し極力発行しない予定です。(保険課)

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答) 本町は、愛知県に準じています。(保険課)

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

回答) 今後、国・県等の動向をみたいと思います。(環境衛生課)

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答) 入院については、中学校卒業まで実施(償還払い)しており、平成20年7月から小学校卒業まで通院医療費の拡大を実施(現物給付)しています。(保険課)

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

回答) 現在、妊婦健診14回、産婦健診1回、乳児健診2回を実施しています。超音波

検査は、来年度4回、年齢制限なしで実施する予定です。（環境衛生課）

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

回答) 任意予防接種のため、現在は助成をしていません。今後、国県等の動向をみたいと思います。（環境衛生課）

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

回答) 学校と役場の窓口で受け付けを行っています。児童扶養手当の対象基準による。（学校教育課）

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

回答) 相互扶助の精神に基づき適正に運営することが求められています。また町財政を圧迫する恐れもあります。（保険課）

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

回答) 考えていません。（保険課）

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答) 今後の検討課題とします。（保険課）

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答) 考えていません。（保険課）

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答) 法の定めで実施しています。（保険課）

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

回答) 考えていません。（保険課）

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

回答) 実態把握に努めます。（保険課）

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

回答) 法の定めにより対応します。（保険課）

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

回答) 障害者自立支援法の基準に準じた負担をしていただくこととし、独自の軽減制度は考えていません。ただし、未就学児が施設に通所する場合、食事代の一部を町単独で助成をしています。（住民福祉課）

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

回答) 自立支援介護給付事業等と同様に負担していただきます。ただし、相談支援事業、地域活動支援センターにつきましては、無料で利用していただけます。(住民福祉課)

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

回答) 社会福祉法人等が独自で建設し、サービスの提供をすべきと考えます。(住民福祉課)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料として下さい。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施して下さい。

回答) がん検診は、年間22回、基本健診は20回実施しています。現在集団検診のみで対応していますが、地区に出向くことにより、健診率の向上と事業費の軽減を図っています。(環境衛生課)

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施して下さい。

回答) 16歳から39歳までの方を対象に従来から無料で実施しています。(環境衛生課)

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにして下さい。

回答) 平成18年度から、節目年齢(40、50、60、70歳)の方に無料で実施しています。(環境衛生課)

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにして下さい。また、保護が必要な人には早急に支給して下さい。

回答) 生活保護の相談があった場合、基準に該当するかどうか事前調査し、該当する場合は、県知多福祉事務所と連携し、適切な支給に努めています。(住民福祉課)

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにして下さい。

回答) 県からの平成20年12月11日付通知「ホームレス等に対する適切な生活保護の運用について」は、厳守します。(住民福祉課)

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やして下さい。

回答) 人員配置については、現行の体制で対応します。(住民福祉課)

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出して下さい。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立して下さい。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結して下さい。

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。
- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。
- ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上